

川崎市全町内会連合会補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内の各町内会・自治会の連携を通じて、地域社会の振興発展を図ることを目的として活動する、川崎市全町内会連合会（以下「全町連」という。）に対して、その自主的な活動を支援するために、予算の範囲内で補助金を交付するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象)

第2条 補助金の交付対象は、全町連とする。

2 前項の規定にかかわらず、全町連の役員が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）に該当する場合は、補助金を交付しないものとする。

(補助の対象)

第3条 補助金の対象は次のとおりとする。

(1) 全町連の運営

ア 広報活動（総会、大会、役員会の開催）

イ 調査・研修（調査・研修、専門委員会の運営、視察研修等）

(2) 全町連の行う事業

ア 広報啓発（加入促進、町内会等への広報）

イ 推進活動（友好都市交流、記念事業、永年勤続表彰、全国自治会連合会への参加）

ウ 他団体や機関との連携

(3) 各区住民組織に対する活動の助成

(4) 上記（1）、（2）のうち、他都市において実施される場合は、交通費及び宿泊費相当額とする。

(補助金の交付申請)

第4条 全町連の代表者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書（第1号様式）に次の書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 事業計画書

(2) 収支計画書

(3) 会則

(4) 役員名簿

(補助金の交付決定)

第5条 市長は、前条の規定による申請書の提出を受けたときは、必要な調査を行い、補助金交付の指令を行うものとする。

2 市長は、全町連による補助事業等に係る工事の発注、物品及び役務の調達等（以下「工事の発注等」という。）に関し、市内中小企業者（川崎市補助金等の交付に関する規則（平成13年3月21日規則第7号）第5条第2項にいう中小企業者。以下同じ。）の受注の機会の増大を図るために、次に掲げる条件を付するものとする。

(1) 補助金等の交付決定額が1,000,000円を超え、かつ全町連が補助事業等に係る工事の

発注等を行う場合において、次のいずれかに該当するときは、市内中小企業者により入札を行い、又は2者以上の市内中小企業者から見積書の徴収を行わなければならないこと。ただし、市長が契約の性質上これらの方法により難いと認める場合又はその必要がないと認める場合は、この限りでない。

ア 1件の金額が1,000,000円を超えるとき。

イ その他市長が必要と認めるとき。

(2) その他市長が必要と認める条件
(事業に対する指示)

第6条 市長は、事業の執行について必要な指示をすることができる。

(事業及び決算の報告)

第7条 全町連は、補助金の交付を受けた年度の終了後速やかに、実績報告書(第2号様式)に次の書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 事業報告書

(2) 決算書

(3) 発注実績報告書(第3号様式)

(4) 入札(見積り)が行えないことに係る理由書(第4号様式)

2 前項第3号に定める発注実績報告書(第3号様式)については、対象経費のうち、1件の金額が1,000,000円を超える支出となる案件について記載するものとし、第5条第2項第1号の規定により市内中小企業者による入札、又は2者以上の市内中小企業者から見積書を徴収した場合は、結果の分かる書類の写しを添付するものとする。

3 全町連は、市内中小企業者から見積書を徴収する場合は、市内中小企業者であることの誓約書(第5号様式)を提出させるものとする。ただし、川崎市の競争入札参加資格者有資格者名簿に登載され地域区分が市内かつ企業規模が中小として登載されている者、又は全町連に対して直近の4月1日以降に記載内容(住所、商号又は名称、代表者職氏名、資本金の額、職員総数)に変更がない誓約書(第5号様式)を提出した者を除く。

4 本条第1項第4号に定める入札(見積り)が行えないことに係る理由書(第4号様式)については、第5条第2項第1号ただし書の規定により、市内中小企業者による入札又は2者以上の市内中小企業者から見積を徴収し難い事由がある場合に提出するものとする。

(補助金の返還)

第8条 市長は、補助金の交付を受けた全町連が次の各号のいずれかに該当するときは補助金の交付指令を取り消し、または既に交付した補助金の全部または一部を返還させることができる。

(1) 補助の目的に反する使用をしたとき。

(2) 補助事業の執行が不適切と認められたとき。

(3) 補助事業を中止または廃止したとき。

(4) 第2条第2項に該当することが判明したとき。

(5) 第5条第2項各号又は第7条の規定に違反したとき。

(確認)

第9条 市長は、必要に応じ、全町連の役員が暴力団員に該当するか否かを神奈川県警察本部長に対して確認を行うことができる。ただし、当該確認のために個人情報を神奈川県警察本部長に提供するときは、神奈川県警察本部長に対して当該確認を行うことについて、当該個人情報の本人の同意を得るものとする。

(委任)

第 10 条 この要綱に定めるもののほか、全町連補助金に関して必要な事項は、市民文化局長が定めることによる。

附 則

この要綱は平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は平成 14 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

第1号様式

年 月 日

(あて先) 川崎市長

所在地

申請者 名 称

代表者氏名

印

年度川崎市全町内会連合会補助金交付申請書

上記補助金の交付について、川崎市全町内会連合会補助金交付要綱第4条の規定に基づき、次のとおり申請します。

- 1 名称、住所及び代表者氏名
- 2 補助事業の目的及び内容
- 3 交付を受けようとする補助金の額
- 4 添付書類
 - (1) 事業計画書
 - (2) 収支計画書
 - (3) 会則
 - (4) 役員名簿

第2号様式

年 月 日

(あて先) 川崎市長

所在地

申請者 名 称

代表者氏名

印

年度川崎市全町内会連合会補助金に係る実績報告書

年 月 日付け川崎市指令市市第 号をもって交付決定を受けた標記補助金について、次のとおり書類を添えて報告します。

1 補助事業等の実施期間

2 補助金交付額 円

3 補助金執行額 円

4 返納金額 円

5 添付書類

(1) 事業報告書

(2) 決算報告書

発注実績報告書

(あて先) 川崎市長

所在地 千 _____

 企業・団体名 _____
 代表者 職名 _____
 氏名 _____ 印

年 月 日第 号で交付決定された事業について、川崎市全町内会連合会補助金交付要綱第7条第1項に基づき、次のとおり報告します。

1 事業名 _____

2 発注実績 (別添とすることも可)

※対象経費のうち、100万円を超える工事、委託、物品購入に係る契約のみを記載してください。(単位：円)

	契約日	契約種別 (工事、委託、物品)	契約名称	業者名	市内中小 の別	契約金額
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
					合計	

3 添付書類

(1) 上記、契約結果の分かる書類の写し

(2) 市内中小企業者による入札又は2者以上の市内中小企業者から見積りを徴収し難い事由がある場合は、入札(見積り)が行えないことに係る理由書(第4号様式)

(注)市内中小企業者の定義

中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項各号のいずれかに該当し、**市内に主たる事務所又は事業所を有する者**(原則として川崎市内に登記簿上の本店がある企業)

※ただし、個人事業主については住所が川崎市内にある者

入札（見積り）が行えないことに係る理由書

- 1. 100万円を超える工事請負・物品の購入・業務委託の契約について、市内中小企業者による入札又は2者以上の市内中小企業者からの見積書の徴収が行えない契約

- 2. 発注先

- 3. 提出する見積書の種類及び数量

市内中小企業者による見積書	通
市内中小企業者以外による見積書	通

(※辞退届を含む。)

- 4. 市内中小企業者による入札又は2者以上の市内中小企業者からの見積書の徴収が行えない理由

	(1) 市内中小企業者で取扱いがない
	(2) 2者以上の市内中小企業者で取扱いがない
	(3) 特殊な技術や経験・知識を特に必要とするもので、市内中小企業者では目的が達成できない
	(4) 継続的に行っている既存設備のメンテナンスや工事の施工における保証等で、特定業者でなければアフターサービス等に支障がある
	(5) 工事を発注する場合で、発注する仕様に定める施工中や施工後の保証内容等を含め、市内中小企業者では対応できないもの
	(6) 上記以外の事由（事由内容を下記に記載）

※複数の理由に当てはまる場合は、(1)から(6)の順に最初に当てはまる1つの理由を選択してください。

(6) の理由を選択した場合、その事由内容

川崎市全町内会連合会補助金交付要綱第5条第2項に定める市内中小企業者による入札又は2者以上の市内中小企業者からの見積書の徴収により難い理由について、十分な調査を行った結果、上記理由に該当すると判断いたしました。上記理由に該当しないことが明らかになった場合、交付された助成金の全部または一部を返還いたします。

(注)市内中小企業者の定義

中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号のいずれかに該当し、**市内に主たる事務所又は事業所を有する者**（原則として川崎市内に登記簿上の本店がある企業）

※ただし、個人事業主については住所が川崎市内にある者

企業・団体名 _____

代表者 職名 _____

氏名 _____ 印

誓 約 書

私は、次の案件の入札に参加または見積書の提出を行うにあたり、当社が川崎市内に主たる事務所又は事業所を有する中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号のいずれかに該当する中小企業者であることを誓約します。

案件名

※本誓約書に虚偽の記載があった場合には、上記案件に係る入札・見積り等の契約手続から除外または契約を解除する場合があります。

【参考】

○中小企業基本法（昭和38年法律第154号）

（中小企業者の範囲及び用語の定義）

第二条 この法律に基づいて講ずる国の施策の対象とする中小企業者は、おおむね次の各号に掲げるものとし、その範囲は、これらの施策が次条の基本理念の実現を図るため効率的に実施されるように施策ごとに定めるものとする。

- 一 資本金の額又は出資の総額が三億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であつて、製造業、建設業、運輸業その他の業種（次号から第四号までに掲げる業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの
- 二 資本金の額又は出資の総額が一億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、卸売業に属する事業を主たる事業として営むもの
- 三 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、サービス業に属する事業を主たる事業として営むもの
- 四 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であつて、小売業に属する事業を主たる事業として営むもの

○川崎市内企業の定義

川崎市内に主たる事務所又は事業所を有する企業（原則として川崎市内に登記簿上の本店がある企業、個人事業主については住所が川崎市内にあるもの）をいう。

年 月 日

（あて先）

補助事業者名

補助事業者の代表者名

住 所

商号又は名称

（ふりがな）

代表者職氏名

印

資本金の額 円

職員総数 人

（※代表者・役員を含む常時雇用されている人数を記入してください。）